

⑤維持・管理

管理-1 河道管理（樹木伐採、堆積土砂撤去）について

（意見）

- ・今後、30年間の計画であるということですので、当面の対策として、河道内の樹木伐採をして欲しい。あわせて河道内の堆積土砂を撤去してほしい
- ・堆積土砂は河川の機能を低下させるばかりではなく、様々な障害を生み出しているので計画的に土砂撤去を実施すべき
- ・最近また土砂が高くなってきており、堤防を作るだけが川づくりではなく、土砂を取り除き流れをよくするのも川づくりだと思う

（質問）

- ・平成の大改修の際は、河畔林を保全すると聞いていたがいつから考え方が変わったのか
- ・樹木の伐採はどのような基準で行われるのか

★意見総数：24

意見を聴く会 : 8
ハガキ : 5
会場での投書 : 10
F A X : 0
インターネット : 0
封書 : 1

→ 河道内の樹木群については、樹木の成長や繁茂の状況を定期的に調査し、洪水の安全な流下に支障となっている箇所や、樹木群への土砂堆積により、水際の陸地化が進行し、阿武隈川本来の自然環境を変化させている箇所について、治水・環境両面からの影響を適正に評価し、必要に応じて管理伐採を実施します。

平成10年8月洪水を契機に実施した平成の大改修では、生物にとって価値の高い淵際の河畔林等を極力保存することとしましたが、本整備計画においても、樹木群が有する環境面の機能を適正に評価し、保全に努めることとしています。

管理伐採に当たっては、河道内樹木群が有する治水、環境上の機能の評価、伐採必要箇所の選定、効果的な伐採方法等について、専門的知識を有する学識経験者の助言をいただくとともに、伐採後はモニタリングを実施し、結果を樹木管理に適切に反映していきます。

河道内の堆積土砂については、日々の河川巡視・点検に加えて、定期的を実施している横断測量結果を用いて、流下能力などの状況を把握します。洪水の疎通能力が低下している箇所や水門等河川管理施設に影響を及ぼしている箇所については撤去を行い、適正な河道の維持管理を行います。

（P45-47, P93, P108-109）

管理-2 不法投棄について

(意見)

- ・ゴミの投棄、流入を防ぐモラル向上のPRを実施して欲しい
- ・砂州にあるタイヤをどうにかしてほしい
- ・行政と民が一体となった更なる清掃活動の推進を望む

★意見総数：7

意見を聴く会：2
ハガキ：4
会場での投書：1
FAX：0
インターネット：0
封書：0

→ ゴミの不法投棄など不法行為については、日常の河川巡視や河川情報カメラによる監視体制を強化し、監視により発見した悪質な不法行為については、関係機関へ通報するなど、必要に応じた不法行為防止対策を講じます。

また、モラルの向上についても、「ゴミマップ」等の作成・公表などを図り、不法投棄に対する情報提供を行うことで、住民への不法投棄に対する意識の高揚を図ります。

清掃活動等については、各種広報活動や児童・生徒の河川愛護意識の啓発、河川利用の促進による自然に触れる機会の創出等を行うとともに、流域自治体や関係機関と連携して地域住民やボランティア団体等と協力しながらクリーンアップ活動等の活発化を図り、河川愛護意識の啓発に努めます。

(P47, P110-111)

管理-3 河川区域内の違法行為について

(意見)

- ・管理用道路の管理をして違法建築、違法造成に毅然と対応して欲しい

★意見総数：1

意見を聴く会：0
ハガキ：0
会場での投書：0
FAX：0
インターネット：1
封書：0

→ 河川管理区域内の違法建築、違法造成等については、治水に関する施設に限らず、土地や河川水の利用状況、許可工作物の状況など、河川管理区域が適正に利用されているかどうかを日常から監視するため、今後も河川巡視や点検を実施し、不法行為を発見した場合には河川法等関係法令に基づき適切に処置、指導します。

また、河川巡視や河川情報カメラによる不法行為監視体制を強化し、監視により発見した悪質な不法行為については関係機関へ通報するなど、必要に応じた不法行為防止対策を講じます。

(P103, P110)

管理-4 防災・危機管理情報の提供について

(意見)

- ・警戒水位・指定危険水位は、一般の市民の人はわかりにくいので、橋の近くに表示的な目標を作してほしい
- ・洪水被害での危機管理などでわかりやすく市民に災害・防災情報を伝えることの大切さを実感した

★意見総数：4

意見を聴く会：1
ハガキ：0
会場での投書：3
FAX：0
インターネット：0
封書：0

→ 洪水時における河川情報については、雨量・水位の観測データをはじめとし、河川情報カメラ画像等の情報を光ファイバーなどの高速通信手段を活用して報道機関やインターネット、携帯電話等を通じて、一般の方々に迅速に提供します。

防災情報はたとえ必要な情報であっても、その伝え方が不十分であれば、機能しないこともあります。情報は伝わって活用されることが重要であり、そのため、河川管理者は、地元の市町村等の防災担当部局と日常より密接に連絡・調整を行い、河川の特長や洪水の特長、避難に関する地域の状況を踏まえた防災体制について、「阿武隈川圏域災害情報協議会」※等の場で情報の共有、相互理解を図っていきます。また、情報の受け手側の立場に立った、わかりやすい防災情報の提供の一環として、河川の量水標を危険レベルがわかるよう、カラー表示にすることや、橋脚への水位表示などの取り組みを実施しています。

また、平成17年の水防法の改正により、国管理河川のみならず、県管理の主要な河川についても洪水予報河川及び水位情報周知河川の指定ができるようになりました。このことから、阿武隈川水系の主要な支川等においても国、県がハザードマップ作成の技術的支援を行い、災害時の情報の充実を図っていくこととしています。

※阿武隈川圏域災害情報協議会：市町村における洪水ハザードマップの作成支援を目的に平成17年に設立。県、市町村防災担当、气象台、マスコミ、河川管理者で構成。洪水ハザードマップの他、防災情報の課題、効果的提供方法等について協議

(P49, P117)

管理-5 内水排水機場の操作運用について

(意見)

・平成10年の洪水において排水ポンプ車を要請し現地に来て貰ったが、利用できる人がいないため、なかなか動かなかった。ポンプの維持管理だけでなく、訓練も必要

★意見総数：1

意見を聴く会 : 0
ハガキ : 0
会場での投書 : 1
F A X : 0
インターネット : 0
封書 : 0

→ 水防活動は水防法により市町村が主体となって実施することとなっていますが、河川管理者である国土交通省・宮城県・福島県も市町村と連携して水防活動に取り組んでいます。国土交通省が阿武隈川に配備している排水ポンプ車や土嚢(どのお)製造機などの災害対策機器の操作、運用に当たっては、洪水時にその機能が適切に発揮できるよう、操作講習会の開催や操作訓練等を定期的実施します。

(P120)

管理-6 河川内のゴミ処理について

(意見)

・洪水後の流木・ゴミ等の速やかな撤去をお願いしたい
・土手には、大水のたびに上流から流れてきたゴミがひっかかっているので、回収して撤去してほしい

★意見総数：4

意見を聴く会 : 2
ハガキ : 0
会場での投書 : 2
F A X : 0
インターネット : 0
封書 : 0

→ 洪水後の流木・ゴミ等については、素案p108「i」河道管理 ③塵芥処理」に記載のとおり、高水敷の良好な河川環境を維持出来るよう漂着する塵芥(流木、ヨシ等の自然漂流物)は、除去し適切に処分します。

(P108)